

商品概要説明書

(平成30年4月2日現在)

商品名	・年金定期積金						
ご利用いただける方	・個人の方 ・当組合で年金のお受け取りをご指定いただいた方						
商品種別	・目標式（初回調整型） ・定額式						
取扱期間	・平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）						
預入期間	・12か月以上120か月以内						
払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位 （4）契約金額	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・払込周期は毎月とします（3か月以上の前納はお断りさせていただきます）。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位 ・給付契約額はお一人様10万円以上200万円以内						
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。						
給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・当初契約時のスーパー積金の店頭表示利率に年0.30%（税引後年0.239%）上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。						
手数料	—						
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。						
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。						
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または当JAの下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="639 1798 1433 1883"> <tr> <td>JA名</td> <td>担当部署</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>JA松山市</td> <td>金融推進部</td> <td>089-946-1611</td> </tr> </table> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>	JA名	担当部署	電話番号	JA松山市	金融推進部	089-946-1611
JA名	担当部署	電話番号					
JA松山市	金融推進部	089-946-1611					

<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または「給付補填金（１）適用利回り（年３６５日の日割り計算）」の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、「給付補填金（１）適用利回り（年３６５日の日割り計算）」に準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。
------------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A松山市